

地方公務員の定年延長に関する指定都市市長会提言

人事院は、国家公務員の定年延長に関し、平成30年8月、定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を行ったところである。

ここで示された定年延長は、60歳を超える職員の能力及び経験を本格的に活用するものであり、複雑高度化する行政課題に的確に対応するとともに、質の高い行政サービスを維持していくために必要な施策として、賛意を表すものである。

しかしながら、地方自治体は職員数、年齢構成、組織規模など、国と大きく異なっており、今般示された定年延長が、そのまま地方公務員の枠組みに馴染むとは言い難い。

したがって、地方公務員の定年延長に関する具体的な制度設計に当たっては、各自治体の事情を考慮すべきであり、指定都市市長会として、下記のとおり提言する。

記

- 1 定年延長は、採用計画など調整を必要とする中長期的課題が多いことから、段階的な引上げ方を含め、スケジュールを早急に示すこと。
- 2 定年延長の制度設計に当たっては、地方の実情に応じ、役職定年の年齢（60歳）、任用換の対象となる職（管理監督職員）などを、地方の判断で決定できる仕組みを設けること。
- 3 制度設計に当たっては、地方公務員に係る定年延長の検討の場などにおいて、指定都市の意見を十分に聴く機会を設けるとともに、その意見を具体的な制度設計に反映すること。

平成30年12月26日

指定都市市長会